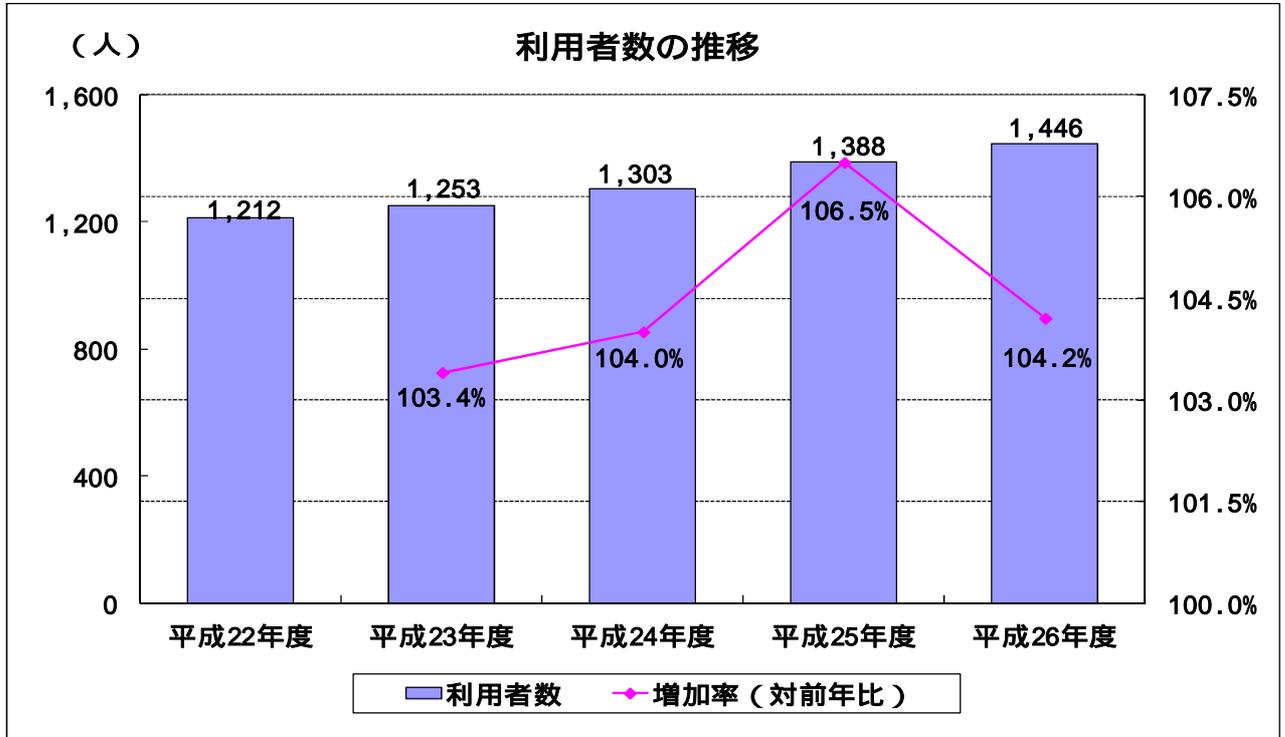


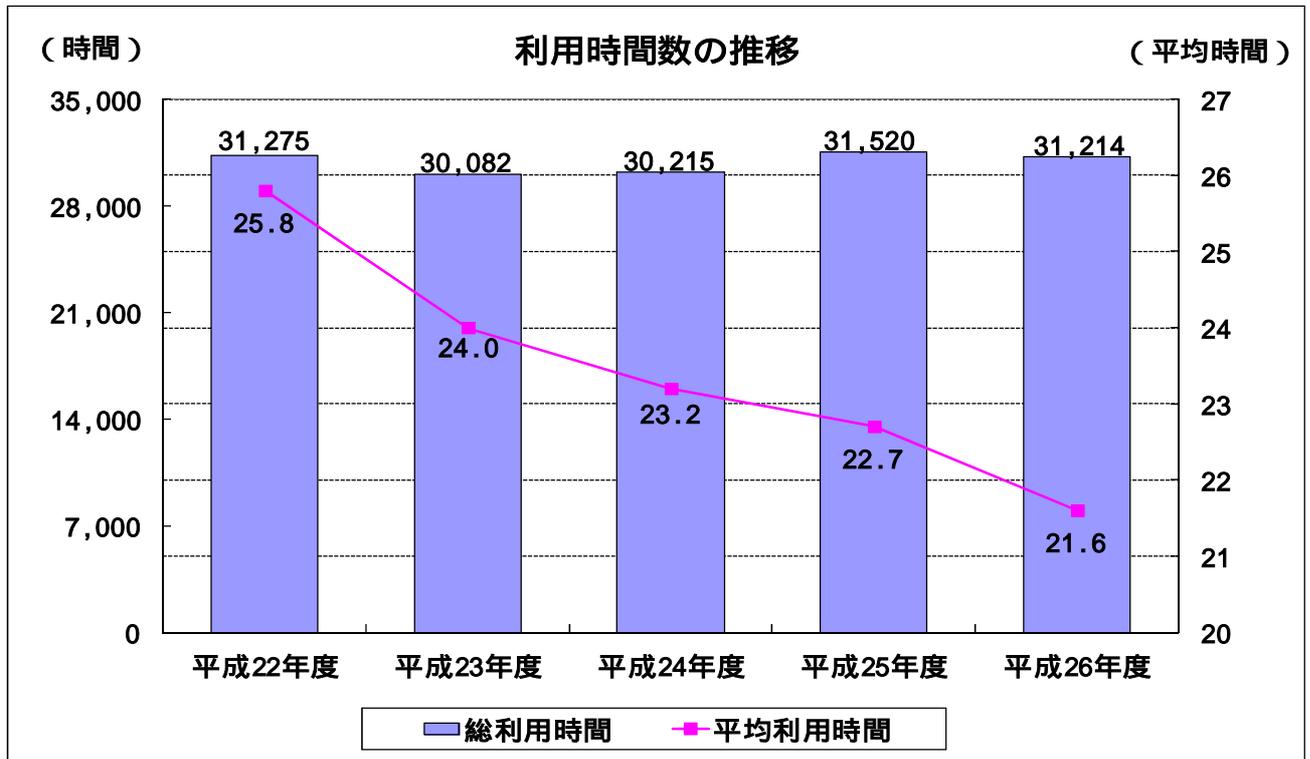
尼崎市移動支援事業ガイドライン案策定に係る参考資料

1 尼崎市の状況

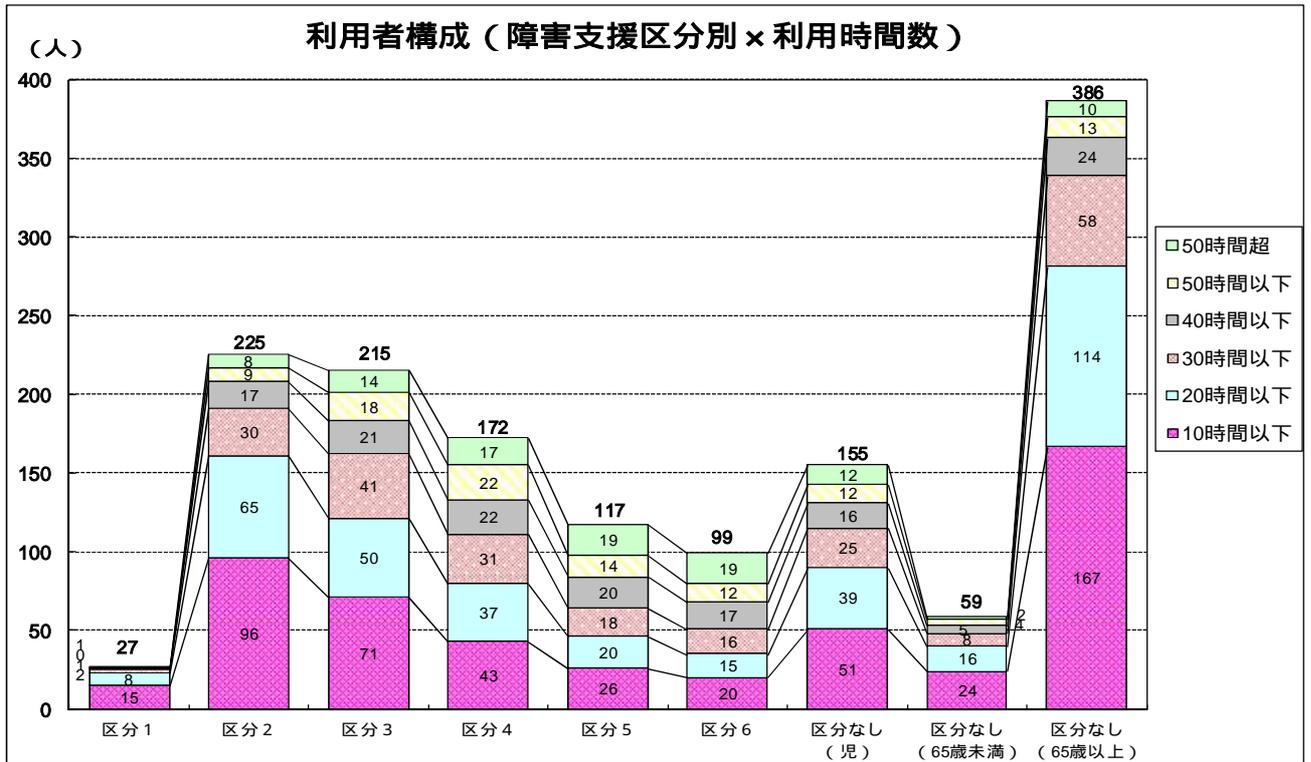
(1) 移動支援事業の状況(利用者数)



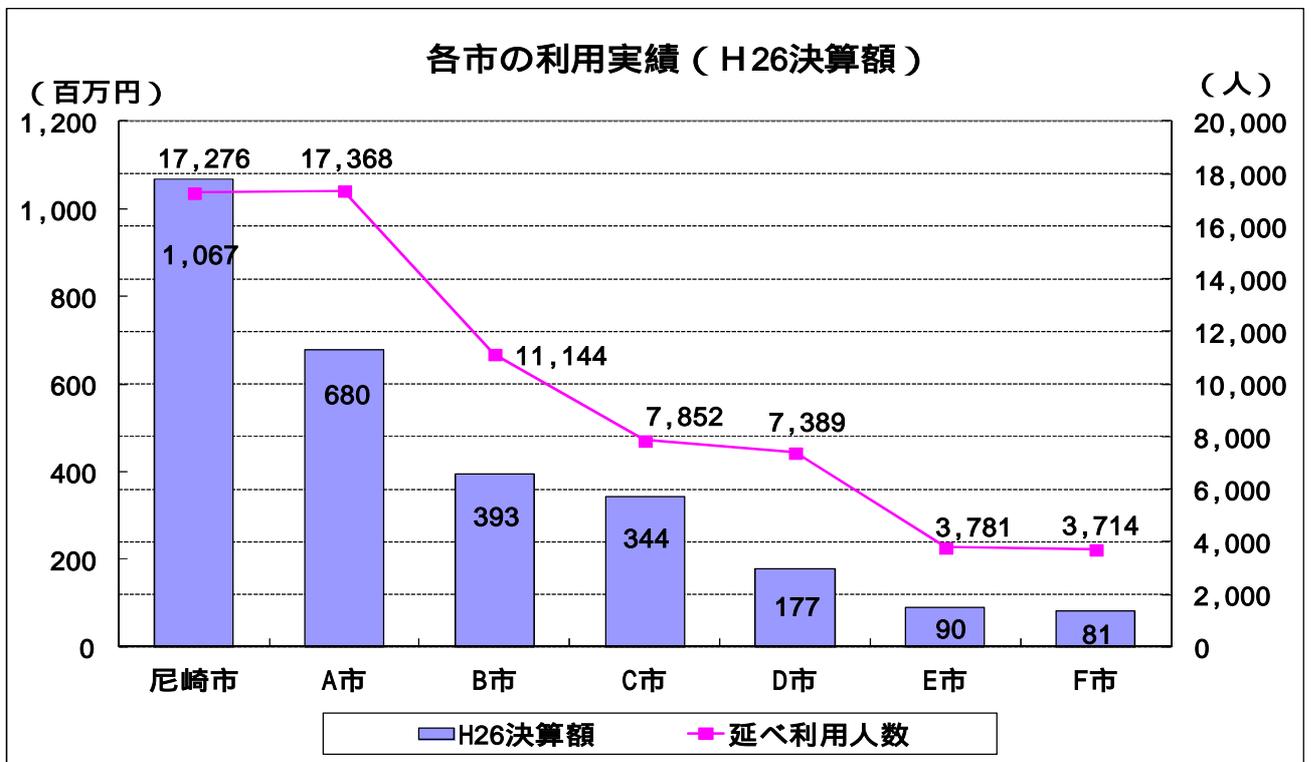
(2) 移動支援事業の状況(利用時間数)



(3) 移動支援事業の状況(利用者構成)



(4) 移動支援事業の状況(他都市調査結果)



(5) 移動支援事業の状況(他都市調査結果)

	給付費 (26決算額)	延べ利用 時間数	延べ利用 人数	平均利用 時間
尼崎市	1,066,991,231円	376,274時間	17,276人	21.8時間
A市	679,676,100円	343,849時間	17,368人	19.8時間
B市	393,054,000円	254,924時間	11,144人	22.9時間
C市	344,228,667円	148,556時間	7,852人	18.9時間
D市	177,193,240円	64,976時間	7,389人	8.8時間
E市	90,001,343円	51,377時間	3,781人	13.6時間
F市	80,565,038円	28,724時間	3,714人	7.7時間

(6) 移動支援事業の状況(他都市調査結果)

	設定単価(1時間あたり)	
	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
尼崎市	4,239円	1,590円
A市	2,000円	
B市	1,600円	
C市	4,239円	1,590円
D市	1,680円 (別途、開始時加算費1,410円を算定)	
E市	2,249円(221単位)	
F市	4,072円	1,527円

2 自立支援協議会ガイドライン検討部会での案作成前の意見

(1) 現行運用を継続する項目

- ・ 移動支援事業の見直しに当たっては、今までの尼崎市の移動支援の良いところや他市と比較して誇れるところはしっかりと残してほしい。
- ・ 移動支援事業の見直しに当たっては、これまでできていたことが狭められると、危機感や反発は大きい。
- ・ 尼崎市独自の取り組みを行い、それを他市に広げていけるよう、よりよいサービスを検討していきたい。

対応案

「他都市との比較」では、肢体障害者（児）で「両上肢及び両下肢の機能障害を有する者又はこれに準ずる者」の「これに準ずる者」の範囲は、尼崎市以外の市では重度障害者（児）に限定している。しかし、尼崎市では、障害支援区分1以上で、尼崎市自立支援認定調査票の「移動」が「全介助」又は「一部介助」であれば、利用対象となっており、今後も他都市と大きく異なるが、現運用で引き続き実施する。

「平成26年4月移動支援利用実績状況一覧表」では、「区分なし（者・65歳以上）」が全体の26%と他の区分よりも多い状況である。しかし、厚生労働省や兵庫県の担当者は、65歳以上の新規障害者については、移動支援の利用を認めていないという見解を示しており、今後も国・県の判断と大きく異なるが、現運用で引き続き実施する。

「他都市との比較」では、支給時間の上限時間数は、尼崎市以外の市では設定している。しかし、尼崎市では、内規上の目安時間として50時間とし、非定型を認めており、今後も他都市と大きく異なるが、現運用で引き続き実施する。

(2) 現行運用を変更する項目

- ・ 移動支援の利用を障害福祉サービスに移行することができれば、間違いなく市の負担が減ることになる。移動支援の議論とは混同しないように十分注意しつつ、議論していきたい。
- ・ 障害者が高齢になると、移動支援の利用は難しくなり、外出の機会が減るが、自宅以外での生活も大切に感じるため、日中一時支援を充実させてほしい。

対応案

移動支援から行動援護への移行は、短時間ではほぼ同等の報酬であり、ヘルパーやサービス管理責任者に研修義務のあることからできていない状況である。そのため、移動支援の新単価については、専門性が担保された障害福祉サービスへ移行できるよう、平成26年度まで報酬算定にあった行動援護の「従業者の要件が基準に満たない場合」の単価を参考に設定する。

平成28年度については、利用者の対象範囲の拡大（短期入所利用者以外に日中活動系利用者を利用可）や事業者の指定基準の緩和（短期入所事業者以外に日中活動系事業者の指定可）による利用者の増と、新たに創設する「送迎加算」の増額分を見込んだ予算案を議会に提出している。

3 自立支援協議会ガイドライン検討部会での報酬単価案

平成 26 年度まで報酬算定にあった行動援護の「従業者の要件が基準に満たない場合」の単価を参考に設定する。

行動援護における単価適用の留意点は、行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8 時間以上実施されるような場合にあっては、「7 時間 30 分以上の場合」の単位を適用する。また、行動援護は、主として日中に行われる外出中心のサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されない。

区分	単価
障害支援低区分者（障害支援区分なし・1・2・3）	行動援護報酬単価 × 0.5
障害支援高区分者（障害支援区分4・5・6）	行動援護報酬単価 × 0.6
重度移動支援者（重度訪問介護又は行動援護対象者）	行動援護報酬単価 × 0.7

サービス	内容
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する方で、<u>障害支援区分が区分4以上</u>であって、次の(1)、(2)のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 次の および のいずれにも該当する 二肢以上に麻痺等がある 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている</p> <p>(2) <u>障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上</u>である。</p>
行動援護	<p>知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方等であって常時介護を要する方で、<u>障害支援区分が区分3以上</u>で、<u>障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上</u>（児童にあってはこれに相当する支援の度合）である方</p>

(参考) 行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票

行動関連項目	0点			1点		2点	
	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションできない
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
異食行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
不適切な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
突発的な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
過食・反すう等	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	

(参考) 移動支援報酬単価表

算定項目	行動援護 報酬額	移動支援		
		重度訪問介護又は 行動援護対象者	障害支援区分 4・5・6	障害支援区分 なし・1・2・3
	(単位×10.6円)	行動援護×0.7	行動援護×0.6	行動援護×0.5
30分未満	2,681円	1,876円	1,611円	1,346円
30分以上1時間未満	4,250円	2,978円	2,554円	2,130円
1時間以上1時間30分未満	6,190円	4,335円	3,710円	3,095円
1時間30分以上2時間未満	7,748円	5,427円	4,653円	3,879円
2時間以上2時間30分未満	9,317円	6,519円	5,586円	4,664円
2時間30分以上3時間未満	10,886円	7,621円	6,529円	5,448円
3時間以上3時間30分未満	12,455円	8,723円	7,473円	6,232円
3時間30分以上4時間未満	14,023円	9,815円	8,416円	7,017円
4時間以上4時間30分未満	15,603円	10,918円	9,359円	7,801円
4時間30分以上5時間未満	17,161円	12,009円	10,292円	8,586円
5時間以上5時間30分未満	18,730円	13,112円	11,236円	9,370円
5時間30分以上6時間未満	20,299円	14,214円	12,179円	10,154円
6時間以上6時間30分未満	21,867円	15,306円	13,122円	10,939円
6時間30分以上7時間未満	23,436円	16,408円	14,066円	11,723円
7時間以上7時間30分未満	25,016円	17,511円	15,009円	12,508円
7時間30分以上8時間未満	26,563円	18,592円	15,942円	13,281円
8時間以上8時間30分未満	26,563円	18,592円	15,942円	13,281円
8時間30分以上9時間未満	26,563円	18,592円	15,942円	13,281円
9時間以上9時間30分未満	26,563円	18,592円	15,942円	13,281円
9時間30分以上10時間未満	26,563円	18,592円	15,942円	13,281円
10時間以上10時間30分未満	26,563円	18,592円	15,942円	13,281円

4 自立支援協議会ガイドライン検討部会での案策定後の意見

(1) サービス内容

- ・ 「いわゆる「ドア TO ドア」の原則を廃止する。」など、使い勝手が良くなったことは、評価できる。
- ・ 「移動支援対象となる外出例」や「移動支援対象とならない外出内容」が明確になり、わかりやすくなった。
- ・ 一部の表現でわかりにくいところもあるため、もう少し議論を行い、修正を図りたい。

(2) Q & A

- ・ 「移動支援対象とならない外出内容」の例外項目を設定するなど、運用が柔軟になったことは、評価できる。
- ・ 「移動支援対象となる外出例」や「移動支援対象とならない外出内容」については、不透明な部分が残っているため、もう少し議論を行い、追加していきたい。

(3) 対象者

- ・ 他都市と比較して対象者の範囲が広いにもかかわらず、変更を行わずに現状維持で運用することは、評価できる。

(4) 支給決定基準

- ・ 他都市と比較して支給決定時間が多いにもかかわらず、変更を行わずに上限時間を設けないことは、評価できる。

(5) 報酬単価

- ・ 行動援護の「従業者の要件が基準を満たさない場合」を参考にして、行動援護や重度訪問介護の対象相当となる移動支援利用者の報酬単価を行動援護の7割としたことは、障害福祉サービスへの移行を推進する理由となる。
- ・ 利用回数のもっとも多い「30分以上1時間未満」の報酬単価について、従事者の想定時給の約2倍相当となるよう設定したことは、国の経営実態調査における居宅介護や行動援護事業の給与費が占める割合の約70%と比較して、低すぎるとは言えない。
- ・ 現在の「身体介護を伴わない」の報酬単価が低いため支援が受けられない状況もあったが、その部分の単価が上がったことは、評価できる。
- ・ 新たな報酬単価でも理論的に運営できるというが、現行の報酬単価と比較して減額することになるため、事業者が撤退しないか心配であり、利用者へのサービス低下が発生しないように行政も対応してほしい。
- ・ 急な報酬単価の変更を行うのではなく、激変緩和措置をとる必要がある。
- ・ 報酬単価の変更により地域生活支援事業の事業費が減額となるため、その減額部分について、できるだけ他の障害福祉施策の事業費に転換してほしい。

以上